

A-1st

令和2年11月18日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 河村暢之

令和2年(未)第1354号慰謝料請求控訴事件 (原審・前橋地方裁判所平成30年(ワ)第355号)

令和2年10月7日口頭弁論終結

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控 訴 人 今 井 豊

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 控 訴 人 東 京 都

同 代 表 者 知 事 小 池 百 合 子

同 指 定 代 理 人 中 嶋 康 晴

高 橋 賢 二

瀬 川 隼 人

菅 野 敏 義

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

- 1(1) 本件は、控訴人(第1審原告)が、
ア 警視庁警察職員は、控訴人の被害届を理由なく無視し、控訴人に対する害意を強く暗示した(本件被害届の無視)
イ 警視庁警察職員は、控訴人に対する脅迫のために控訴人の叔母をひき逃げ

事故に偽装して殺害した（控訴人の叔母の殺害）,

ウ 警視庁東村山署サワダは、控訴人の上記被害届や控訴人に対する脅迫のために控訴人の叔母を殺したとの控訴人の訴えなどを無視した（サワダの対応），

エ 控訴人は平成28年6月6日に捜査を要求する旨の内容証明郵便を警視庁本部・警視総監宛に郵送したが、警視庁警察職員はこれを無視した（捜査要求文書の無視），

オ 平成29年10月2日警視庁総務部広報課のサトウに叔母の死亡の事件性を訴えるなどしたが、サトウはこれを無視した（サトウの対応），

カ 平成29年10月3日、警視庁警務部人事第二課のニシカタはサワダの特定について回答を約束するなどしたにもかかわらずこれを無視した（ニシカタの対応），

などと主張して、選択的に上記アからカまでの各不法行為に基づく慰謝料請求について、それらの一部である合計10万円の支払を求める事案である。

(2) 原審が、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴をした。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次の3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2の（原告の主張）（以下「原判決第2の2（原告の主張）」という。）及び（被告の主張）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

控訴人は別紙のとおり主張するが、「第5 控訴理由の詳細（原判決の問題点）」において、その基本的主張は原審における主張（原判決別紙）のとおりであるとした上で、「（本件の概要）」として大きく4点を掲げ、それらにつき、「（本件の焦点）」において論拠を述べている。まず「第一に、警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示し」たことについては、A無視できない8項目を記載していたこと、B明記した回答要請を無視したことが著しい信義則違反であること、C

理由の告知を怠ったことは違法かつ致命的な瑕疵であることを根拠として述べている。それに続いて、「第二に、その回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと」、「第三に、警視庁サワダが脅迫殺人の訴えを隠蔽したこと」、「第四に、殺人を示唆する、叔母の事故の不審の数々」、「第五に、恣意性一覧表が示唆する、後続事件との関連性」のそれぞれについて自らの主張に理由があることを述べている。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次の2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

控訴人は、第2の3のとおり主張する。

しかしながら、控訴人が別紙の「第5 控訴理由の詳細（原判決の問題点）」「（本件の焦点）」の「第一に、警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示したとして主張する点を考慮しても、引用した原判決第3の1において原判決第2の2（原告の主張）(1)ア及びイ並びに(2)ア（本件被害届の無視）について説示するとおり、警視庁の警察官がした本件被害届の取扱いに違法があったと評価することはできない。

別紙第3から第7までに記載された控訴人の主張を考慮しても、原判決第2の2（原告の主張）(1)ウ及び(2)イの点（控訴人の叔母の殺害）については、警視庁警察職員が、控訴人の叔母の死亡に関与して、控訴人に対し、控訴人の生命への無言の脅迫その他何らかの違法行為に及んだとは認められないし、同(1)エ及び(2)ウの点（サワダの対応）については、サワダが控訴人の法律上保護される利益を侵害したとは認められない。同(1)ク及び(2)エの点（捜査要求文書の無視）、同(1)ケ及び(2)オの点（サトウの対応）及び同(1)コ及び(2)カの点（ニシカタの対応）についても同様である。

その他本件に現れた一切の事情を考慮しても、その余の点を含め当審における控訴人の主張を認めるには足りない。

3 以上によると、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官

川 神 裕

裁判官

三 浦 隆 元

裁判官

田 中 一 隆

別紙

第3 控訴の理由

1 虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「以上によれば、原告の請求は、原告の主張する根拠法令(前記第2(原告の主張)(2)参照)のいずれに基づいたとしても、理由がない。よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決は、後述の通り、①私が訴えた、当たり前の、事件性ないし違法性を合理的根拠無しに否定しており、②甚だしい経験則違反や論理則違反による、自由心証主義への違反など、事実認定と訴訟手続上の重大な違反が有り、また、法令の解釈の重大な誤りも有るので、著しい信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反であり、憲法

遵守義務(憲法 13、99 条)違反であり、程度問題として、実質的な司法拒絶であり、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、違法な判決なので、当り前に、無効です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

第4 控訴の理由の説明 以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

要するに、当り前のことを認めないことによる、犯罪の隠蔽であり、このような司法権の濫用を想定していないことは現行制度の瑕疵と考えます。

1-① 合理的根拠無しに、訴えた違法性を無視していること

実質的に、警察の、常習的な、理由を告知しない受付拒否(手続妨害)と言え、職責と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反なので、事件性ないし違法性が訴えの前提であることは自明です。

理由が有っても、極めて片手落ちで、実質的な理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)です。

1-② 「違法性が無いから理由も不要」との狂気の倒錯であること

これは論法として、当り前の違法性を認めないことによって、論理則違反を経験則違反に擦り替えていいるので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、判断要素としては排除不可能ですから、たとえ違法性が無いと判断したのだとしても、その合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

2 判決に憲法解釈の誤りや、その他憲法の違反が有ります(民訴法 312 条 1 項)

後述の通り、原事件は全て無言の脅迫であり、必然的に自決権(憲法 13 条)の侵害です。

その訴えを、警察が無視して来たことは、その職責(警察法 2 条など)と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、ひいては平等権(憲法 14 条)の侵害です。

このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)を含んだ被害です。

したがって、判決も憲法遵守義務違反です。

3 後述の通り、経験則違反や論理則違反が多数有るので、自由心証主義への違反です

第5 控訴理由の詳細(原判決の問題点) ★や●の数が多いほど違法です。

要するに以下の通り、警視庁による、一貫した隠蔽の、当り前の蓋然性を無視することによって、その職責違反をも隠蔽しております。

当り前の蓋然性を無視していることは、経験則違反または論理則違反であり、判定洩れないし理由不備です。

なお私の基本的主張は、判決書の別紙(令和元年 11 月 14 日付け準備書面(1))の通りですので、個別の摘示を省略します。

(本件の概要)

第一に、警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示しました (99.999999%)

警視庁が私の 20090118 付け被害届(包囲網の摘発要請)を無視したことは、後述の通り、①無視できない内容であったこと、②回答要請を明記していたこと、③対応の違法性があまりにも自明であること、などから、職責と状況から見て、有り得ない選択と言えるので、当たり前に、警視庁の何らかの害意を、極めて強く暗示しています。

第二に、私への脅迫の為に、叔母を殺害し、事故に偽装しました (②99.80%)

20090220 の私の叔母の太田まり子の変死は、警視庁の関与による殺人を、埼玉県警が轢逃げ事故に偽装したものであり、そう思う理由は、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、②まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、その害意の内容、すなわち「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫の意図が明かされた形であること、この二つの稀有な現象が偶然には重なり得ないことや、同様の状況設定のドラマや小説も多いので、経験則として、誰でもそう感じることなどを総合すると、その被害届との関連による殺人と、警視庁の関与が、当たり前に、推定されることです。

第三に、東村山署サワダが、脅迫の為の殺人の訴えを無視しました (99.00%)

20090303 午後、東村山署でサワダに、包囲網の摘発と脅迫の為の殺人を訴えたのに無視したことは、警視庁の組織的隠蔽と、更なる害意を、当たり前に、暗示しております。

第四に、殺人を示唆する、叔母の事故の不審の数々 (99.999999%)

①事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線なので、ずっと叔母が視界に入っていたのに、見落とすはずがないこと、②司法解剖が実施された経緯が不審であること、③逮捕の決め手となった映像を、公判の証拠にしていない不審、④交通事故だとする直接証拠が一切無いこと、⑤公判で、故意の疑いに一切触れなかつたことは三機関の共謀の証明、など、後述の不審点が有ります。

第五に、恣意性一覧表が後続事件との相互関連性を示唆 (99.99999999%)

後続事件との相互関連性や加害類型の一貫性から、私への包囲網の実在は明らかです。

(本件の焦点)

第一に、警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示しました (99.9999999%)

私が、2009.1.19 に、東京都練馬区豊玉北 6-4-2 所在の練馬郵便局から東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号所在の警視庁本部の警視総監宛に簡易書留で送った、2009.1.18 付被害

届を、警視庁の被疑者及び人数不詳 1 が無視しました。

これは、以下の A から C を総合すれば、無視することの違法性があまりにも自明であるが故に、有り得ない選択と言え、当たり前に、警視庁の何らかの害意を極めて強く暗示しています。

A 無視できない八項目を記載していたこと

この被害届の趣旨は、不特定多数による不買運動や危険運転など、威力脅迫の摘発でした。以下の現象は不買運動ないし危険運転を示唆しており、警察の職責として看過できません。

(1) ★(3 頁) 顔パス(拳手した乗客の逃亡)が稀有な人為現象であることを無視しています

こんな経験を持つ乗務員は他に居ません。稀有な人為現象には特別な意図があります。

(2) ★ましてそれが、(3 頁) 毎乗務 10 回以上起きた蓋然性を無視しています

前例の無い稀有な人為現象が日常的に起きるのは、偶然では有り得ません。

(3) ★★★更にそれを、(5 頁) 会社の平均売上の運動現象が裏付けていることを無視

10%以上の幅の運動ですから、不買運動としか説明が付きません。

なお会社は、捜査でなければこのデータを出せないと言っております。

★★★上記(1)から(3)が一連の不買運動であることを無視しています

特に、(3 頁) 日常的な顔パス(つまり拳手した乗客の逃亡)は、単発でも稀有なのに、日常茶飯事であり、更に、(5 頁) 私の出番日と運動して所属タクシー会社の平均売上が落ちた現象も、これを裏付けているので、総合すれば、(冒頭頁) 肖像権の侵害に基づく営業妨害、「一億人の犯罪」が確信でき、このデータを確保するだけで摘発できたはずです。

なお、会社の平均売上は、退社時(2009 年)は入社時(2006 年)より、約 4 割も減少しました。

このデータこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。

首都圏の 20 万台のタクシーの平均売上も、私の出番日と運動しておりました。

私の出番日と重ならないように、出番日をずらす乗務員が相次ぎ、タクシー各社の運営はパニックに陥り、社会問題化し掛けました。

止む無くこの運動現象を解消する為に、包囲網はやがて、引き籠り(夜の街に出歩かない)

運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を直撃し、大恐慌に陥れました。

★★不買運動や危険運転による、生命に対する権利の侵害を無視しています

この不買運動は、財産への害意、ひいては生活難による、生命への害意、の無言の脅迫です。

(14 頁) 高速道路への合流妨害や、(19 頁) 対向車の幅寄せも、生命への害意です。

★★★八項目が書いて有る事実を無視しています

平易な日本語で書いて有るのに、解らないはずが無く、抗弁事実が必要です。

★★★八項目の見落しは、過失に当ることを無視しています

捜査の端緒は具体的な犯罪事実だけに限定されではありません。

B 明記した回答要請を無視したことは、著しい信義則違反です

●●反論 「被告に回答する義務は無い」旨(判決書 7 頁上)

信義則違反であり失当

★★尚更無視できないはずだという蓋然性を無視しています

C 理由の告知を怠ったことは、違法かつ致命的な瑕疵です

警察が被害届を無視することは、当り前に、許されません(違法、典型的な公序良俗違反)
個人の安全を一手に担うインフラであり権力機関であるが故に、許されません。

被害の訴えを、常に、合理的根拠無く、無視したことは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の権利と自由を保護、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責と訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、故意または過失であり、手続妨害であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)などの人権侵害です。

また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範4~5条への違反であり、被害届の受理拒否は、犯罪捜査規範61条や65条違反であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範63条や刑事訴訟法242条への違反です。

★★★これらの規定の立法趣旨は、警察権力の恣意的濫用の予防にあるはずです。

★★★犯罪捜査規範61条違反であることを看過しています(判決書7頁中) 理由不備
取扱不備であり、「受理しなければならない」に違反しています。

★★★犯罪捜査規範65条違反であることを看過しています(判決書7頁中) 理由不備
不明の場合「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならぬ」に違反しています。

★★警察法1条違反であることを無視しています(判決書7頁中)

適正な手続を受ける権利の行使を妨害し「個人の権利と自由を保護」に違反しています。

★★警察法2条2項違反であることを無視しています(判決書7頁中)

「個人の生命、身体、財産の保護に任じ、犯罪の予防」に違反しています。

★★脅迫による自決権の侵害であることを無視しています

脅迫とは、必然的に、自決権(憲法13条)の侵害です。

★★★手続妨害であり、適正な手続を受ける権利の侵害であることを無視しています

①八項目の看過、②規定された理由の不告知による告訴の妨害と、被害の継続。

★★★必然的に、被害届の意味が無くなることを無視しています

誰でも被害届を出す意味が無くなり、誰も警察を利用できなくなります。

★★★必然的に、差別的取扱(平等権の侵害)であることを無視しています

同時に、正規の取扱ではなく、差別的取扱であることも自明です。

★★同様事例の有無の確認を怠ったことは事案解明責任の懈怠です

稀有な人為現象は、当り前に、特別の意図を暗示します、と統計的検証を促しています。

★★★予見可能性に基く結果回避義務違反であることを無視しています

職責と訴えた事件性の高さから、被害が継続することは充分に予見できます。

★★★総合すれば故意または過失であることを無視しています

①八項目の看過、②規定された理由の不告知による告訴の妨害と、被害の継続。

★★★これら故に暗示する警視庁の害意を無視しています

世界標準として、当り前に違法な対応であり、警視庁の何らかの害意を暗示しています。

いざれにせよ、理由の告知が必要です

①「解らないから無視した」は違法かつ論理則違反であり、過失です

子供の使いでもあるまいし、解らなかつたら当り前に、本人意思を確認する必要があります。

② 「具体的犯罪事実の記載が無いから無視した」は違法であり、過失です

これは被疑者不詳は全て摘発不可能との宣言に等しく、職責放棄の虚偽ないし詭弁です。

また、規定上、捜査の端緒は具体的犯罪事実だけに限定されておりません。

反論●●● 「了解困難な諸事情が列挙されたもの云々」(判決書7頁上) 二重の倒錯

「判然としない」や「要領を得ない」や「了解困難」などの記載内容への因縁は、抗弁事実を立証しなければ、抗弁になりません(論理則違反)。

また、立証したとしても、告知していないので、そもそも抗弁になり得ません(論理則違反)。

それなのに、この抗弁を採用したことは、二重の倒錯(論理則違反)です。

(共通) 本件は故意または過失なので、法律上保護される利益の侵害です

故意または過失であることからも、生命の危機であることからも、被告の最高裁判例の例外ケースですが、本判決はそもそも、判例の例外を認めるのか否か、読み取れません。

反論●●● 「法律上保護される利益ではない」旨(判決書8頁中ほか) 理由不備

既述の通り、①八項目を看過したこと、②規定された理由の告知を怠ったことなどから、犯罪的に違法であり、職務上の故意または過失であり、法律上保護される利益の侵害です。

第二に、その回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと(恣意性 99.80%)

警視庁の被疑者及び人数不詳 2 が、2009.2.20(前項の被害届の回答期限日当日)の午前6時20分頃、さいたま市中央区桜丘二丁目の国道17号交差点付近において、私の叔母の太田まり子の殺害に関与し、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」と私の生命への無言の脅迫の害意を表示しました。

その後、埼玉県警が、2009.3.3に伊勢崎友信を逮捕するなどにより、この殺害を轢逃げ事故に偽装しました。

★★★脅迫の為の殺人の看過 理由不備 数字で合理的に考えて下さい

全不法行為共通の主要事実なのに、以下の恣意性を否定する理由を一つも示していません。

(1) 被害届の無視が暗示する警視庁の害意(99.99999%以上)

(2) 被害届の回答期限当日の叔母の変死の蓋然性(99.80%以上)

(3) 警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の隠蔽(99.00%以上)

(4) 叔母の事故の捜査や公判の不審(99.9999999%以上)

A ▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線であること(見落しの不審)(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上)

C ▼司法解剖が実施された経緯の不審(90.00%以上)

D ▼決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E ▼交通事故として当り前の物証が無い不審(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

I ▼ 轢逃げ事故の公判(甲 10)の不審 故意の疑いを一切排除(99.999999%以上)

(5)恣意性一覧表が示唆する相互関連性(99.999999%以上)

反論●●● 「警視庁が脅迫したとは認められない」旨(判決書 8 頁上) まさに理由不備以上の(1)から(5)の蓋然性(状況証拠)を否定する理由を一つも示していません。

★★★警視庁の殺人への関与の看過 蓋然性の問題

前項と同様であり、既述のような状況で、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じた結果、運動現象の口封じの為に、脅迫の為の殺人が起きたものと思われます。

第三に、警視庁サワダが脅迫殺人の訴えを隠蔽したこと (恣意性 99.99%以上)

2009.3.3 午後、警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町 1 丁目 1 番地 3)のサワダが、同署での、私の二つの要請(包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明)を、その後不当に無視しました。これは、殺人の組織的隠蔽と、警視庁の更なる害意を、当たり前に、暗示しています。

私が警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずです。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、当時の職員名簿からも特定できます。

他も一貫した無視対応であることからも、この事実を推認できるはずです。

このような、自らへの巨大な嫌疑を無視する捜査機関が許されるはずはありません。

反論●●● 「サワダが(中略)侵害したとは認められない」旨(判決書 8 頁中)

二つの要請を無視したことは認めておきながら、これはあまりにも無茶な判定です。

サワダの侵犯性は、事件性の隠蔽に尽き、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪に当たります。

★★★警視庁サワダの隠蔽(手続妨害)の看過 理由の不告知は故意または過失です

第四に、殺人を示唆する、叔母の事故の不審の数々 (恣意性 99.999999%以上)

A ▼ 事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(甲 11)(99.99%以上)

叔母の姿が、視界の中央部に入り続けていたはずなので、見落とすことなど在り得ません。

B 卷き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上) 左折直後です

C ▼ 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、「私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうで(甲 12 号反証書)、「交通事故についての死亡原因や負傷部位を特定する為」とする答弁(被告の準備書面(1)3 頁)と大きく矛盾しております。

このように、この時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったものと推定されます。

埼玉県警は、通夜に参加した私(有名人)の姿を認めて初めて、大田まり子が私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽に転換した可能性が在ります。

D ▼ 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上)

殺人を示す決定的な映像なので隠蔽しているものと思われます。

E ▼ 轢逃げ事故として当り前の物証の存否が不明(90.00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、転逃げ事故として極めて不審です。

真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

・本当に交通事故か? ・叔母を側道まで運んだのは事実か? ・雇われ犯ではないのか?

F 轢逃げ犯の行動の必然性の有無(99.00%以上)

・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?

・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?

・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否(99.00%以上)

・ブレーキ痕の位置は? ・衝突時のスピードは? ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

・金曜の朝の副都心の17号上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による迂回の疑い

I ▼ 轢逃げ事故の公判(甲10)の不審 故意の疑いを一切排除(99.9999999%以上)

在り得ない公判であり、刑事司法三機関の共謀による隠蔽と断定できます。

反論●●● 「上記判決の内容に誤りがあるとは窺えない」(判決書7頁下) 理由不備

上記AからIの偽装の状況証拠への抗弁事実を一つも示していないことは、埼玉県警の捜査

上の故意の観点の欠落であり、それを看過した公判も隠蔽と断言できます。

★★★埼玉県警の偽装(特に上記A, C, D, E, I)の看過 理由不備

故意の観点の欠落を直視して下さい。 公判とは? 刑事的観点とは? その定義との齟齬

第五に、恣意性一覧表が示唆する、後続事件との関連性(恣意性 99.9999999%以上)

記載の事象の相互関連性と加害類型の一貫性から、包囲網の実在は明らかです。

反論●●● 「包囲網の存在を認めることはできない」旨(判決書7頁中) 理由不備

恣意性一覧表に記載した全事象が、本件で摘発を逃れた包囲網による、派生事件です。

各事件の相互関連性と加害類型の一貫性から、蓋然性として判ります。

また、警視庁が完全無視を重ねたことは、包囲網であることを示唆しています。

★★★以上的第一から第五の相互関連性の看過 理由不備

警視庁による、一貫した隠蔽であることを、当たり前に、示唆しております。

何を否定したつもりですか? 示した確率数字で考えて下さい。 合理性が有りません。

●●●反論 「捜査要求文書の無視に侵犯性は無い」旨(判決書8頁中) 理由不備

過失要素は①理由の不告知、②事件性の無視です。

●●●反論 「佐藤賢二に虚偽も詭弁も認められない」旨(判決書8頁下) 理由不備

過失要素は①虚偽(著しい信義則違反)、②事件性の無視です。

「監察室には繋ぐ窓口が無い」、「署内での脅迫殺人の訴えを無視しても犯罪にはならない」、

「こちらは捜査機関ではない」、「内部不正の告発を受け付ける部署ではない」はいずれも

虚偽ないし詭弁です。

●●●反論 「西方信太郎も侵犯性は認められない」旨(判決書9頁上) 理由不備

過失要素は①回答約束の反故(著しい信義則違反)、②事件性の無視です。

告訴の為のサワダの身元の開示要請の妨害であることは明らかであり、信義則違反と職責違反の問題であり、法的拘束力の問題ではないので失当です。

第6 法令の摘示

日本国憲法 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法 第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

警察法 第1条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

警察法 第2条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

犯罪捜査規範 第61条 警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

犯罪捜査規範 第65条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときまたは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書(補充調書)を作成しなければならない。

第7 貴所による破棄自判を希望します

第8 附属書類 控訴状副本 1通

以上

これは正本である。

令和2年1月18日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官

河村暢

